

申請が始まります

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率引上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯の負担を緩和するため、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。（支給は、平成26年度1回限り）

※2つの給付金を重複して受給することはできません。
臨時福祉給付金の支給要件を満たす人は、子育て世帯臨時特例給付金の対象にならないうので、「臨時福祉給付金」の申請を忘れずにお願います。

申請期間

8月1日(金)～11月4日(火)

申請方法

郵送、または健康福祉課福祉室窓口で受け付けます。
申請書は、7月下旬に対象者と思われる本人あてに郵送します。



給付金詐欺にご注意

給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。



- 次のことは絶対にありません
役場や厚生労働省の職員が
●ATMの操作をお願いする
●手数料の振込みを求める

このような電話がかかってきた、または郵便が届いた時は、迷わず連絡ください。

ご連絡先

茨川警察署 ☎23・0110
警察相談専用電話 ☎9110

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

受給条件	基準日(平成26年1月1日)において吉岡町に住民登録されている人 ※基準日に吉岡町に住民登録がない人は、基準日時点の住民登録市町村あてに申請をお願いします。	
支給対象者	平成26年度町県民税(均等割)が非課税の人	平成26年1月分の児童手当・特例給付の支給を受けた人
対象としない人	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自身を扶養している人に平成26年度町県民税(均等割)が課税されている人 ●基準日現在、生活保護制度の被保護者となっている人 ●支給の決定を受ける前に亡くなった人 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人 ●臨時福祉給付金の対象となる人 ●基準日現在、生活保護制度の被保護者となっている人
支給額	対象者1人につき 10,000円 ただし、つぎの人は1人につき 15,000円 ○老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ○児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者	支給対象となった児童1人につき 10,000円 ※ただし、『臨時福祉給付金』の対象となる児童、基準日現在、生活保護制度の被保護者となっている児童、亡くなった児童は除く
支給方法	原則口座振込	口座振込(児童手当振込口座)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートの写しなど) ・口座確認書類(通帳、キャッシュカードの写しなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・振込口座を児童手当振込口座以外に希望する人は申請者の通帳、キャッシュカードの写しなど ・公務員は職場から配布された「子育て世帯臨時特例給付金申請書」および「児童手当受給状況証明書」

ご注意ください！

配偶者からの暴力を理由に避難し、吉岡町に居住されている人は、基準日現在町に住所がなくても、一定の書類で要件が確認できれば吉岡町から支給を受けることができます。

吉岡町施設などへ入所措置がとられている人の「臨時福祉給付金」は、世帯の代表者でなく、ご本人あてに町から給付します。

給付金の支給を受けたのち、所得や扶養状況の変更、その他の理由により需給要件に該当しないことが確認された場合、給付金を返還していただく場合もあります。



厚生労働省
給付金キャラクター
カクニンジャ

よしおか温泉リバートピア吉岡 入館料改定のお知らせ

平成 26 年 8 月 1 日から、よしおか温泉リバートピア吉岡の入館料が改定となります。
 改定は、燃料費などの高騰、消費税率改正、老朽化に伴う施設の更新などに対応するためのものです。
 今後も、サービス向上や施設の充実を図り、より一層、利用者の方々に喜ばれる施設づくりを目指していきます。
 皆様のご来館を心よりお待ちしております。

問合せ先：よしおか温泉リバートピア吉岡 ☎55-4126
 役場財務課財政室 ☎26-2236 (直通)

入館料の新旧一覧表

	現行料金 (円)			新料金 (8月1日から) (円)			
	摘 要	大 人	小人および 身体障害者	摘 要	大 人	小人および 身体障害者	
1日券	開館から閉館	500	300	開館から閉館	500	300	
休日2時間券	2時間	300	200	4時間券 (休日・平日)	400	200	
平日4時間券	4時間	300	200				
回数券	1日券	11枚綴り(1日券)	5,000	3,000	11枚綴り(1日券)	5,000	3,000
	時間券	11枚綴り(休日2時間・平日4時間)	3,000	2,000	11枚綴り(4時間券)	4,000	2,000
食事付入館券	食事700円分付	1,000	800	食事850円分付	1,100	900	
ほろ酔い食事付入館券	食事付入館券+酒600円分付	1,500	—	販売取りやめ			
通年券(年間)	現在お持ちの通年券・回数券の取り扱いにつきましては、リバートピア吉岡にお問合せください。		35,000	47,000			
通年券(半年間)			18,000	23,500			

※リバートピア吉岡の入館料は、指定管理者である榊岡町振興公社が、条例の範囲内において町長の承認を受けて定めます。
 (地方自治法第 244 条の 2 第 9 項、よしおか温泉リバートピア吉岡の設置及び管理に関する条例第 5 条第 2 項)

26年度

国民年金保険料「月額15,200円」
 免除申請受付は7月1日から

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除される制度があります。免除には、一定の基準があり、所得に応じて保険料の金額が、全部、または一部免除となります。
 また、30歳未満の人が納付を全額猶予される若年者納付猶予制度もあります。

要チェック! 新しい制度

今年4月から、2年1ヵ月前の月分まで遡って免除申請できるようにになりました。
 失業などにより保険料を納付することが経済的に困難であったが、申請を忘れていたなどの人は、ご相談ください。

免除や猶予の申請は
 毎年必要です。
 今年度も引き続き免除や
 猶予を希望する人は、
 忘れずに申請
 しましょう



保険料は、金融機関・郵便局・コンビニで納付できます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。
 日本年金機構では、保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内しています。

保険料を未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務がある人の財産を差し押さえることがあります。早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

▼相談・問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課
 ☎22・1607
 役場健康福祉課 保険室
 ☎26・2249 (直通)

後期高齢者医療制度

8月1日から紫色の保険証に変わります

後期高齢者医療被保険者証

保健医療機関などで提示する

【後期高齢者医療被保険者証】が8月1日から新しくなります。

紫色の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

8月以降、今までの緑色の被保険者証は使えません。

医療費の自己負担割合

平成27年7月未までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者の平成26年度の住民税課税所得により判定されます。

▼住民税課税所得が

145万円以上 3割負担

145万円未満 1割負担

※判定で3割負担に該当する人でも、平成25年中の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により1割負担となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

- ① 被保険者が世帯に一人で収入額が383万円未満
- ② 被保険者が世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③ 世帯に70～74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

住民税非課税世帯の被保険者は、医療機関の窓口へ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、窓口で支払う医療費や入院時の食事代などの自己負担額が軽減されます。

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き軽減を受けるには、8月中に新しい認定証の交付申請手続きをしてください。

今年度からより便利に

☆次の①②をみたす人は、申請手続きを省略し、新しい認定証を職権で交付します。該当者には、認定証と保険証を同封し郵送します。

- ① 前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している
- ② 平成26年度も引き続き住民税非課税世帯に該当する

短期被保険者証について

保険料の滞納状況により、通常の有効期間（1年間）より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

さらに特別な理由がなく、納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。



保険料が変わります

75歳になると、それまで加入していた医療保険の資格を失い、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療制度の保険料は、個人単位で計算され、一人ひとりに納めていただきます。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。

基準となる均等割額と所得割率は、群馬県で均一となっており、2年ごとに見直され、改定となります。平成26・27年度は以下のとおりです。

年間保険料
(限度額は57万円)

=

均等割額
43,600円

+

所得割額
(総所得金額等－33万円) × $\frac{8.60\%}{\text{所得割率}}$

（変更前の均等割額は42,700円）
所得割率は8.48%

等しく負担

所得に応じて計算

※軽減に該当する人は軽減額をひいてください。